

目次

凡例	iv
----	----

第一章 総則

第一条(目的)	1
第二条(定義)	27
第三条(国の責務)	51

第二章 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策

第一節 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針

第四条	53
-----	----

第二節 国の施策

第五条(国民の理解の増進)	73
第六条(規格の適正化)	74
第七条(情報システムの整備)	75

第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者

第一節 匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定

第八条(認定)	76
第九条(変更の認定等)	112
第十条(承継)	115
第十一条(廃止の届出等)	129
第十二条(解散の届出等)	131
第十三条(帳簿)	133
第十四条(名称の使用制限)	136
第十五条(認定の取消し等)	137
第十六条	140

第二節 医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制

第十七条(利用目的による制限)	144
第十八条(匿名加工医療情報の作成等)	146
第十九条(消去)	166
第二十条(安全管理措置)	168
第二十一条(従業者の監督)	173
第二十二条(従業者等の義務)	175
第二十三条(委託)	176
第二十四条(委託先の監督)	181
第二十五条(他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供)	184
第二十六条(第三者提供の制限)	192
第二十七条(苦情の処理)	195

第三節 認定医療情報等取扱受託事業者

第二十八条(認定)	197
第二十九条(準用)	199

第四章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第三十条(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)	219
第三十一条(書面の交付)	232
第三十二条(医療情報の提供に係る記録の作成等)	234
第三十三条(医療情報の提供を受ける際の確認)	238
第三十四条(医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けてはならない場合)	243

第五章 監督

第三十五条(立入検査等)	249
第三十六条(指導及び助言)	252
第三十七条(是正命令)	253

第六章 雑則

第三十八条(連絡及び協力)	258
第三十九条(主務大臣等)	259

第四十条(地方公共団体が処理する事務)	261
第四十一条(権限の委任)	262
第四十二条(主務省令への委任)	262
第四十三条(経過措置)	262

第七章 罰則

第四十四条	263
第四十五条	266
第四十六条	267
第四十七条	269
第四十八条	271
第四十九条	273
第五十条	275

関係法令

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 〔次世代医療基盤法〕	279
○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令 〔次世代医療基盤法施行令〕	292
○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則 〔次世代医療基盤法施行規則〕	293
○ 個人情報の保護に関する法律〔個人情報保護法〕	303
○ 個人情報の保護に関する法律施行令〔個人情報保護法施行令〕	326
○ 個人情報の保護に関する法律施行規則〔個人情報保護法施行規則〕	332
索引	339